



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 8 日 (金)
第 8 4 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の決定 (82) (農地・水保全課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (83) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (84) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (85) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (86) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (87) (〃) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (2) (教育総務課) 4
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 4
	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 4
	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (3件) (病院局総務課) 8
	一般競争入札の実施 (〃) 9

告 示

鳥取県告示第82号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業中山3期地区農業用排水・農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成25年2月8日から同月28日まで
- 縦覧に供する場所
大山町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービス吉方温泉いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目252-1	平成25年2月1日	通所介護
社会福祉法人れしーぶ	デイサービスセンターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	〃	〃

鳥取県告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービス吉方温泉いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目252-1	平成25年2月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人れしーぶ	デイサービスセンターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	〃	〃

鳥取県告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団上原クリニック	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	平成25年1月25日	平成25年3月1日	訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション

鳥取県告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
医療法人社団上原クリニック	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	平成25年1月25日	平成25年3月1日

鳥取県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

医療法人社団上 原クリニック	医療法人社団上 原クリニック	倉吉市堺町二丁 目962-2	平成25年1月 25日	平成25年3月 1日	介護予防訪問看護、介 護予防居宅療養管理 指導、介護予防通所リ ハビリテーション
-------------------	-------------------	-------------------	----------------	---------------	---

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第2号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年2月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成25年2月12日（火）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成25年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文	倉吉市福庭町二丁目23	鳥取市河原町三谷地内	公共事業 建設発生 土の受入 処分	13.641 へ クタル	11.4923 へ クタル	5.0322 へ クタル	平成24年 12月26日 から平成 32年3月 31日まで	平成24年 12月26日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 2 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町 1936-1	米子市河崎字三柳 境沖ノ一 6 外 6 筆 (5,438.6 平方メートル)	砂 (8,013.85 立方メートル)	平成25年 1 月 23 日か ら平成26年 1 月 22 日 まで	平成25年 1 月 23日

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年 2 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成25年 5 月 17 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
 - (2) 実技試験
平成25年 6 月 22 日 (土) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成25年 4 月 15 日（月）から同月 19 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（6 の（2）に該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し）

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び鳥根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年國家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 25 年 2 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2 級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成25年 5 月 17 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成25年 7 月 6 日 (土) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5 名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成25年 4 月 15 日 (月) から同月 19 日 (金) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 全身用マルチスライスCTスキャナシステム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成24年12月10日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額 | 155,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成24年10月30日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | I V R / C T 対応血管造影診断システム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成24年12月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社メディス
鳥取市賀露町722 |
| 5 落札金額 | 140,175,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成24年11月16日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 2 月 8 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院医薬品調達管理業務 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 24 年 12 月 4 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社エバルス医薬営業本部鳥取支店
鳥取市安長 63-3 |
| 5 落札金額 | 11,491,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 24 年 10 月 23 日 |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津 730 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 2 月 8 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

灯油 590 キロリットル

(2) 納入期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(3) 1 回当たりの納入量

8 キロリットル以上

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1) に掲げる物品に係る 1 リットル当たりの単価（10 銭未満は切り捨てるものとする。以下「単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された単価をもって契約金額とし、各月の請求に当たっては、単価に納入量を乗じて得た額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 21 年鳥取県告示第 717 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月25日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成25年2月8日(金)から同年3月21日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

- (1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8205 (内線3434)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年2月8日(金)から同月22日(金)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月8日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月21日(木)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。)

鳥取県立厚生病院第3会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年3月5日(火)午後5時まで

に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成25年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : kerosene 590Kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2013 through 31 March, 2014

(3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 5, March, 2013

(5) Date and time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 21 March, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 21 March, 2013

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL : 0858-22-8181